



### 土曜に水道使用にかかる 電話受付を行います

日時 3月21日・28日の土曜  
8:30~17:15

場所 水道局庶務課

#### 業務内容

水道の使用開始・使用中止の申込  
☎水道局庶務課(☎0848-37-9300)

### 日曜に市役所で転入・転出 の手続きができます

日時 3月22日・29日、4月5日の日  
曜 8:30~17:15

場所 本庁市民課

因島総合支所市民生活課

#### 業務内容

- ◆住民異動届(転入・転出・転居・世帯主変更等)
- ◆証明書等(住民票・印鑑登録・印鑑証明書・戸籍証明書・身分証明書等)
- ◆戸籍届(戸籍の届書は受付しますが、後日審査となる場合があります)

- ◆パスポートの受取(パスポートの申請はできません)
- ◆住民基本台帳カードの申請・受取
- ◆埋火葬許可申請(死亡届出時に許可証をお渡しします)
- ◆所得に関する証明(納税及び資産に関する証明は除きます)  
※所得に関する証明は発行できない場合もありますので、事前に担当課へご確認ください。
- ☎収納課(☎0848-38-9172)  
因島瀬戸田市民税係  
(☎0845-26-6227)
- ※他機関との連絡が必要な手続や、戸籍届出後の戸籍証明、住民基本台帳カードの即時発行、電子証明書等、取り扱いができないものがあります。
- ※住民異動届に伴う年金・国民健康保険等の手続きは、後日担当課でお願いします。
- ※不明な点は事前にお問い合わせください。
- ☎市民課(☎0848-38-9102)

因島総合支所市民生活課  
(☎0845-26-6208)

### 毎週金曜は午後7時まで 戸籍、住民票、印鑑・所得証明 を発行しています

場所 本庁市民課

因島総合支所市民生活課

業務内容 戸籍、住民票、印鑑・所得証明書の発行、パスポートの受取など  
※住所変更、パスポートの申請はできません。

☎市民課(☎0848-38-9102)

因島総合支所市民生活課

(☎0845-26-6208)

※所得に関する証明は発行できない場合もありますので、事前に担当課へご確認ください。

☎収納課(☎0848-38-9172)

因島瀬戸田市民税係

(☎0845-26-6227)

## 軽自動車税

### 軽自動車等の廃車手続きはお早めに

軽自動車税は、その年の4月1日の所有者に課される税金です。4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度の税額を全額納めていただくこととなります。廃車等によりすでに車をお持ちでない人は、お早めに廃車手続きをしてください。

車種ごとの廃車手続き・問い合わせ先は次のとおりです。

車種	手続き・問い合わせ先	備考
原動機付自転車 (125ccまで) 小型特殊自動車	市民税課(☎0848-38-9213) ※市役所本庁および各支所で 手続きできます。	※廃車申告の際は、印鑑 を持参し、標識と標識 交付証明書を返納して ください。
軽自動車 (四輪・三輪)	軽自動車検査協会 広島主管事務所福山支所 (☎050-3816-3081) [コールセンター]	※車両の廃車手続きと あわせて、軽自動車 税を止める手続きを 忘れずに行ってください。 詳しくは、直接お問 い合わせください。
軽二輪 (125ccを超え 250ccまで)	広島県軽自動車協会 福山支所(☎084-933-2194)	
二輪の小型自動車 (250ccを超える もの)	広島運輸支局福山自動車検査 登録事務所 (☎050-5540-2069) [自動音声案内]	

### 平成27年度軽自動車税の減免(身体障害者等)

身体障害者等、各種障害者手帳の交付を受けている人で等級など一定の要件に該当する場合には、軽自動車等(一人につき普通車を含め1台限り)の税金が免除されます。また、構造が専ら身体障害者等の利用に供するための軽自動車(自動車検査証で確認がとれるもの)も対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

#### ■初めて申請する人(窓口で申請)

期間 4月1日(水)~5月25日(月) ※期限厳守。

場所 市民税課、因島瀬戸田市民税係(因島総合支所内)

持参物 身体障害者手帳等(原本)、印鑑(認印で可)、  
運転免許証、自動車検査証

※手帳の種類や等級によっては対象とならない場合もあります。  
※生計を一にしている家族が所有している車両で、専ら障害者本人の通院・通所等に使用するものも対象となる場合があります。

#### ■現在減免の適用を受けている人

3月上旬に送付した現況報告書を、3月25日(水)までに提出してください。

☎市民税課(☎0848-38-9213)

因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

## サギ 詐欺の被害に遭わないよう注意しましょう！

### ■特殊詐欺にご注意を

昨年中の広島県内での特殊詐欺の被害は、被害件数336件、被害額約16億円と過去最悪の結果となりました。

その内、尾道署管内の被害件数は13件、被害額5,340万円、因島署管内の被害件数は6件、被害額1,520万円と依然として市内でも被害が発生しています。

※特殊詐欺とは、振り込め詐欺や金融商品等取引名目詐欺など、被害者に電話を架けるなどして現金をだまし取る犯罪の総称。

### ■具体的な手口

振り込め詐欺については『架空の儲け話などを持ちかけて、現金の振り込みを要求する架空請求詐欺』、振り込め詐欺以外の特殊詐欺では『パンフレット等を送りつけて、現金を宅配便やゆうパック等で送金させる金融商品等取引名目の特殊詐欺』が、被害件数・被害額ともに最も多くなっています。

### ■警察へ通報

詐欺の手口は巧妙かつ悪質なものとなっています。詐欺犯に大切なお金をだまし取られないように、振り込んだり、送ったり、手渡したりする前に必ず警察へ連絡してください。

☎尾道警察署(☎0848-22-0110) 因島警察署(☎0845-22-0110) 福山西警察署(☎084-933-0110)



## 交通死亡事故が多発しています！

早めのライト点灯、出かけるときは白っぽい服装にするなど、交通事故には十分気をつけましょう。

☎総務課(☎0848-38-9216)

## 保護者の皆さんへ 新入学児童の交通安全～通学路を一緒に歩こう！～

幼稚園や保育所へ大人と通っていた子どもたちが、春から小学校へ子どもだけで通学することになります。子どもを交通事故から守るため、入学前のこの時期に、ひとりでも安全な判断や行動がとれるよう通学の練習をしてみましょう。何度も繰り返し習慣づけることが大切です。



### 1.通学路を実際に歩きましょう

子どもと一緒に歩きながら、信号機や横断歩道がどこにあるのか見つけてみましょう。安全な通行方法を実際の道路で体験させましょう。

### 2.「とまる」・「みる」・「まつ」を教えましょう

道路に出たら必ず一旦止まる、右と左をよく見る、近づいてくる車があるときは通り過ぎるまで待つよう教えましょう。

### 3.保護者が安全行動のお手本になりましょう

保護者の皆さんが交通ルールを正しく理解し、子どものお手本になりましょう。



☎総務課(☎0848-38-9216)

## 〈夜間救急診療所〉

平成26年4月1日より門田町に移転した尾道市立夜間救急診療所では、尾道地域等の医師会・薬剤師会・基幹病院のご協力をいただき、平日の夜間、軽症患者の診療にあたっています。

今年度1月までの月別診療実績は次のとおりです。(人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
148	125	135	149	150	117
10月	11月	12月	1月	合計	1日平均
107	93	133	185	1,342	6.55

1日平均6.55人の患者さんの診療をおこなっており、救急病院当直医の負担軽減に貢献しています。

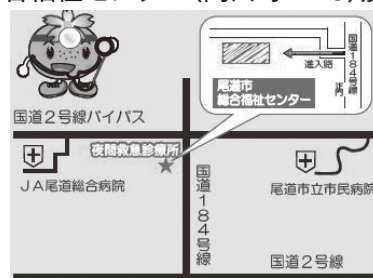
☎健康推進課(☎0848-24-1961)

診療時間 平日の20:00～23:00  
(お気軽にお電話ください)  
☎0848-38-9099

診療科 内科・外科

※土・日・祝日の同時間帯はJA尾道総合病院で受診できます。

場所 総合福祉センター(門田町22-5)敷地内



## 固定資産税縦覧帳簿の縦覧等

### ■固定資産税縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の縦覧は、納税者が所有する土地・家屋の価格と他の土地・家屋の価格とを比較し、評価が適正かどうか確認できる制度です。

**縦覧期間** 4月1日(水)～6月1日(月)  
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

**縦覧場所** 資産税課(本庁2階)  
因島瀬戸田資産税係(因島総合支所2階)

**縦覧できる人** 固定資産税の納税者、その代理人

### ■固定資産税課税台帳の閲覧

本人の所有する資産は、課税台帳(名寄帳)の閲覧により確認ができます。縦覧期間中は無料です。

**閲覧場所** 資産税課、因島瀬戸田資産税係、各支所(御調・向島・瀬戸田・百島・浦崎)、向東連絡所

**閲覧できる人** 固定資産税の納税義務者、その代理人

### 【共通事項】

**必要なもの** 公的な本人確認書類、法人の場合は法人代表者印、代理人の場合は委任状

※平成27年度固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、5月中旬に発送予定です。第1期の納期限は、6月1日(月)です。

### ☎資産税課

(☎0848-38-9162/0848-38-9164)

因島瀬戸田資産税係

(☎0845-26-6228)

# 清掃

～毎月1日は  
「門前清掃の日」です～

【尾道・御調・向島地区】 ☎清掃事務所 (☎0848-48-2900)  
【因島地区(原・洲江含む)】 ☎南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)  
【瀬戸田地区】 ☎南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

## 引越しごみの持ち込み・分別ルール

引越しなどの一時的な多量ごみは、ごみステーションには出せません。直接、施設へ分別して持ち込むか、収集運搬許可業者に依頼してください。  
※受付時間の違いや処理できない物もありますので、持ち込む前にお問い合わせください。

施設	持ち込み受付時間	問い合わせ先
尾道市クリーンセンター	8:30～12:00/13:00～16:00	清掃事務所
御調清掃センター	10:00～12:00/13:00～16:00	
向島クリーンセンター	8:30～12:00/13:00～16:00	
因瀬クリーンセンター	8:30～16:30	南部清掃事務所
因島リサイクルセンター	8:30～12:00/13:00～16:30	南部清掃事務所瀬戸田分所
瀬戸田名荷埋立処分地	9:00～12:00/13:00～16:00	

### 分別ルールについて分別戦隊エコレンジャーからお知らせです！



☆他の市町村から引越した人

転入手続の窓口で分別ガイド等の資料を受け取り、ごみの分け方・出し方・収集日をご確認ください。

☆市内で転居の人

市内でも地域によって分け方や収集日が異なることがあります。ご注意ください。

☆マンション・アパート・寮などの管理者の人

収集日とごみの分別ルールについて入居者に周知徹底してください。資源物収集日、特別収集日・休日受付日のカレンダー等を清掃事務所・南部清掃事務所へ配布しますのでお越しください。準備の都合上、事前にご連絡ください。

### 「休日」のごみ持込受付 ～毎月第4日曜～

3月の休日のごみ持込受付は、22日(日) 8:30～12:00です。(詳しくはお問い合わせください)

## 4月1日(水)から 尾道市体育協会事務局が移転します

尾道市体育協会が向島運動公園の指定管理者になることに伴い、同事務局が向島運動公園事務所に移転します。尾道市体育協会にかかわる事務手続は向島運動公園でお願いします。

	現在	4月1日(水)から
住所	久保一丁目15-1	→ 向島町11098-289
電話	0848-20-7499	→ 0848-44-6700 (向島運動公園事務所共通)
FAX	0848-37-0233	→ 0848-44-6010 (向島運動公園事務所共通)
E-mai	sposhin@city.onomichi.hiroshima.jp	→ onomichishitaikyo@docomo.ne.jp

☎尾道市体育協会事務局(☎080-2904-7003)

## 4月1日(水)から 中央公民館の電話番号が変わります

中央公民館と向島公民館は電話番号を共用していましたが、4月1日(水)からそれぞれに直接電話できるようになります。

中央公民館の電話番号を新設し、従来の電話番号は向島公民館となります。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

中央公民館 ☎0848-38-1243

向島公民館 ☎0848-44-0683

☎中央公民館(☎0848-44-0683)[3月31日(火)まで]

(☎0848-38-1243)[4月1日(水)から]